居宅介護支援事業所やまなし

重要事項説明書

（居宅介護支援事業）

利用者：　　様

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話　（ ０５５－２８７－８９５５ ）　（月～金曜日　９時から１７時まで）

管理責任者　深澤　美穂

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事　業　所　名	居宅介護支援事業所やまなし
所　　在　　地	山梨県甲府市下飯田４丁目 10-22　ヴィルフォーレミヤシタ１０５
事業所の指定番号	居宅介護支援事業　（　山梨県　第 1970105589 号　）
サービスを提供する実施地域※	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、富士河口湖町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者　１名

主任介護支援専門員　１名　(管理者兼務)

介護支援専門員　１名

(3) 営業時間

月～金曜日　９時から１７時まで

※　(土曜・日曜・祝日・１２月２９日～１月３日は休業)

但し、緊急の場合は時間外でも相談業務を行います。

営業時間外は下記の電話にて３６５日２４時間、常時連絡可能な体制をとっています。

(緊急時連絡先)　０５５－２８７－８９５５

3. 申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙２「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、１ヶ月につき認定度に応じて下記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

（居宅介護支援単位数）介護報酬公告額 × 地域加算 (1 単位×10.21 円)

居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護１・２	要介護３・４・５
介護支援専門員取扱件数 45 件未満	１，０８６単位	１，４１１単位
介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満	５４４単位	７０４単位
介護支援専門員取扱件数 60 件以上	３２６単位	４２２単位

居宅介護支援費（Ⅱ）

一定の情報通信機器（AI を含む）の活用または事務職員を配置	要介護１・２	要介護３・４・５
介護支援専門員取扱件数 50 件未満	１，０８６単位	１，４１１単位
介護支援専門員取扱件数 50 件以上 60 件未満	５２７単位	６８３単位
介護支援専門員取扱件数 60 件以上	３１６単位	４１０単位

加算を算定した場合

初回加算	３００単位
退院・退所加算（Ⅰ）イ	４５０単位
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	６００単位
退院・退所加算（Ⅱ）イ	６００単位
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	７５０単位
退院・退所加算（Ⅲ）	９００単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	２５０単位

入院時情報連携加算（Ⅱ）	２００単位
特定事業所加算（Ⅰ）	５１９単位
特定事業所加算（Ⅱ）	４２１単位
特定事業所加算（Ⅲ）	３２３単位
特定事業所医療介護連携加算	１２５単位
ﾀｰﾐﾅﾙｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算	４００単位
緊急時等居宅ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ加算	２００単位
通院時情報連携加算	５０単位
委託連携加算	３００単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	５/１００単位

減算を算定した場合

業務継続計画未策定減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算 ※令和 7 年 3 月 31 日までの間は減算を適用しない。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
特定事業所集中減算	正当な理由がなく、前 6 ヶ月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一のサービス事業者によって提供された数が 80%を超えている場合　200 単位減算

（加算・減算要件を満たす際は算定させていただきます。適用要件は付属別紙３を参照。）

⑵ 交通費

前記２の⑴のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

⑶ 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 秘密保持

事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

7. ハラスメント対策

(1) 事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

8. 質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行うことに努めます。

(1) 前６ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護福祉用具貸与の各サービスの割合

(2) 前６ヶ月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

9. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 内容及び手続の説明及び同意

事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

11. 主治の医師及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていた

だきます。

そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。（医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いします。）

12. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業者の相談・苦情窓口

当事業者の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業者以外に住所地（保険者）である市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

甲府市役所 長寿介護課	所在地　山梨県甲府市丸の内 1-18-1 受付日　月曜～金曜 電話番号　０５５－２３７－５４７３ 受付時間　８：３０～１７：１５
国民健康保険団体連合会	所在地　山梨県甲府市蓬沢 1-15-35 受付日　月曜～金曜 電話番号　０５５－２２３－２１１１ 受付時間　９：００～１７：００
福祉サービス 運営適正化委員会	所在地　山梨県甲府市北新 1 丁目 2-12 山梨県社会福祉協議会内 受付日　月曜～金曜 電話番号　０５５－２２０－３０３０ 受付時間　９：００～１６：００

甲府市以外の保険者様は下記市町村にお問合せ下さい。市町村窓口は利用者の住所地（保険者）に限ります。

市町村名	所在	電話（代表）
富士吉田市	富士吉田市 下吉田 6-1-1	0555-22-1111
都留市	都留市 上谷 1-1-1	0554-43-1111
山梨市	山梨市 小原西 843	0553-22-1111
大月市	大月市 大月 2-6-20	0554-22-2111
韮崎市	韮崎市 水神 1-3-1	0551-22-1111
南アルプス市	南アルプス市 小笠原 376	055-282-1111
北杜市	北杜市 須玉町大豆生田 961-1	0551-42-1111
甲斐市	甲斐市 篠原 2610	055-276-2111
笛吹市	笛吹市 石和町市部 777	055-262-4111
上野原市	上野原市 上野原 3832	0554-62-3111
甲州市	甲州市 塩山上於曽 1085-1	0553-32-2111
中央市	中央市 臼井阿原 301-1	055-274-1111
市川三郷町	西八代郡市川三郷町 市川大門 1790-3	055-272-1101
早川町	南巨摩郡早川町 高住 758	0556-45-2511
身延町	南巨摩郡身延町 切石 350	0556-42-2111
南部町	南巨摩郡南部町 福士 28505-2	0556-66-2111
富士川町	南巨摩郡富士川町 天神中條 1134	0556-22-1111
昭和町	中巨摩郡昭和町 押越 542-2	055-275-2111
富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町 船津 1700	0555-72-1111
道志村	南都留郡道志村 6181-1	0554-52-2111
西桂町	南都留郡西桂町 小沼 1501-1	0555-25-2121
忍野村	南都留郡忍野村 忍草 1514	0555-84-3111
山中湖村	南都留郡山中湖村 山中 237-1	0555-62-1111
鳴沢村	南都留郡鳴沢村 1575	0555-85-2311
小菅村	北都留郡小菅村 4698	0428-87-0111
丹波山村	北都留郡丹波山村 890	0428-88-0211

13. 当法人の概要

法人種別・名称	ＩＭＦ株式会社
資本金	10,000,000 円
設　立	平成 26 年 9 月
所在地・電話	富山県富山市月岡町６丁目１４５番地
	代表取締役　三浦　克志
	電話　０７６－４２８－１８０８
事業内容	居宅介護支援事業

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

【事　業　者】　　富山県富山市月岡町６丁目１４５番地
ＩＭＦ株式会社

【事　業　所】　　山梨県甲府市下飯田４丁目１０－２２
ヴィルフォーレ　ミヤシタ１０５
居宅介護支援事業所やまなし

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◇私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意いたしました。

令和　　年　　月　　日

利用者住所　〒

氏名

代理人が同意の場合
代理人住所

代理人氏名

（続柄）

（付属別紙１）

認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- 利用者が認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 認定後の契約の継続について

- 認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業者に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 注意事項

認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

⑴ 認定の結果、自立（非該当）となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。

⑵ 認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

（付属別紙２）

サービス提供の標準的な流れ

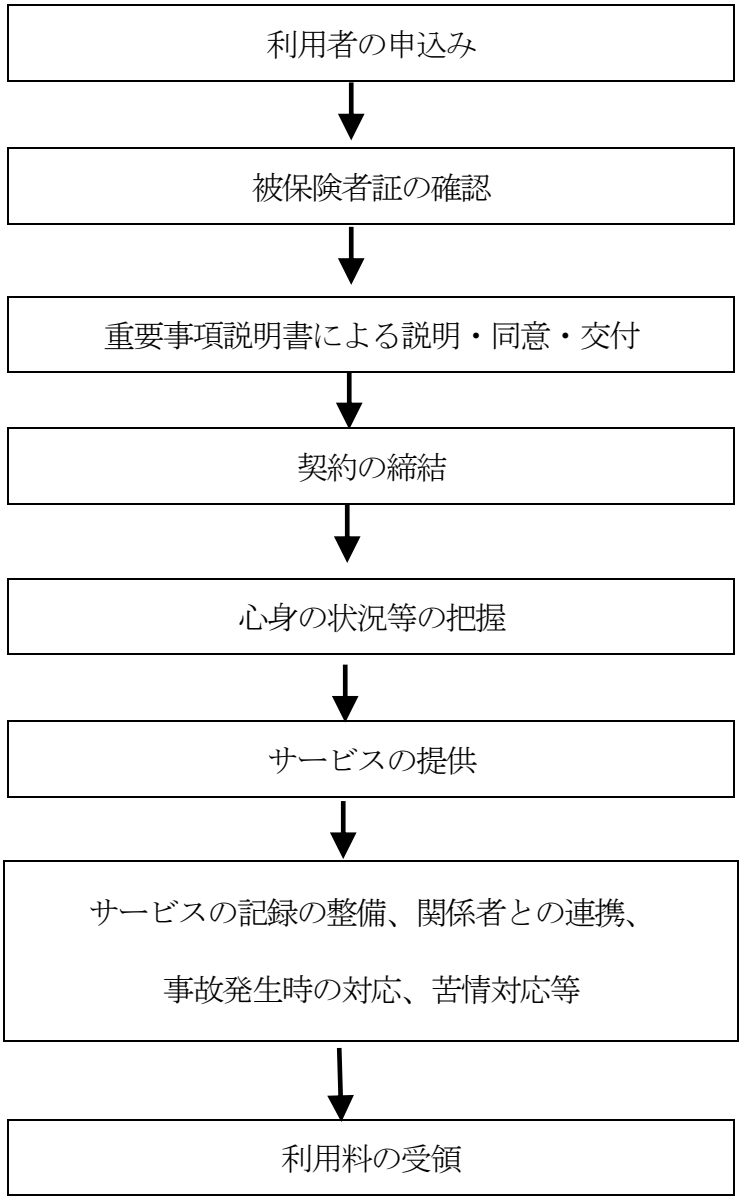

（付属別紙３）

【加算】

初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 介護状態が２区分以上変更の場合に居宅サービス計画を作成する場合
退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院職員等から必要な情報の提供をｶﾝﾌｧﾚﾝｽ以外の方法により１回受けた場合（入院又は入所期間中１回を限度）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院職員等から必要な情報の提供をｶﾝﾌｧﾚﾝｽにより１回受けた場合　（入院又は入所期間中１回を限度）
退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院職員等から必要な情報の提供をｶﾝﾌｧﾚﾝｽ以外の方法により２回以上受け場合（入院又は入所期間中１回を限度）
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院職員等から必要な情報の提供をｶﾝﾌｧﾚﾝｽ以外の方法により２回受けた（内１回はｶﾝﾌｧﾚﾝｽによる）場合 （入院又は入所期間中１回を限度）
退院・退所加算（Ⅲ）	病院職員等から必要な情報の提供をｶﾝﾌｧﾚﾝｽ以外の方法により３回以上受けた（内１回はｶﾝﾌｧﾚﾝｽによる）場合 （入院又は入所期間中１回を限度）
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※ 入院日以前の情報提供を含む。 ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して３日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
特定事業所加算（Ⅰ）	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を２名以上配置していること。 (2)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を３名以上配置していること。 (3)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 (4)24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 (5)算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分

	が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。 (6)介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 (7)地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。 (8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。 (9)居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 (10)事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は50名未満）であること。 (11)介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。 (12)他の法人が運営する事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。 (13)必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。
特定事業所加算（Ⅱ）	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)上記加算（Ⅰ）の(2)(3)(4)、(6)～(13)の基準に適合すること。 (2)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。
特定事業所加算（Ⅲ）	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)上記加算（Ⅰ）の(3)(4)、(6)～(13)の基準に適合すること。 (2)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。 (3)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。

特定事業所医療介護連携加算	以下の要件をすべて満たす必要があります。 前々年度の３月から前年度の２月までの間において、退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数（情報の提供を受けた回数）の合計が 35 回以上 前々年度の３月から前年度の２月までの間において、ターミナルケアマネジメント加算を５回以上算定 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること。
ﾀｰﾐﾅﾙｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算	末期の悪性腫瘍であって在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）が対象。 24 時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 利用者又は、その家族の同意を得た上で死亡日及び死亡日 14 日以内に２日以上在宅を訪問し、主治医の医師等の助言を得つつ利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施 訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者への提供
緊急時等居宅ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ加算	病院の求めにより、病院の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、ｶﾝﾌｧﾚﾝｽを行い、必要に応じて、利用者に必要な居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定する。１月に２回を限度として加算する。
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定する。
委託連携加算	介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を居宅介護支援事業所に提供し、居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力すること。 委託にあたって、委託連携加算を勘案した委託費の設定を行うこと。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（※）に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供した場合

【減算】

業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合
高齢者虐待防止措置 未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置 （虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合
特定事業所集中減算	正当な理由なく、居宅サービス計画が同一の事業所によって、提供総数の占める割合が80%を超えている場合 （対象期間は6ヶ月以内に作成した居宅サービス計画）